

「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」の実施結果について

深夜街検を含む15回の街頭検査・指導を実施

関東運輸局では、自動車の不正改造による交通事故の防止、自動車の排出ガス及び騒音等による環境の悪化が社会問題となっていること、並びにディーゼル黒煙等に対する国民の問題意識が高まってきていることから、関係機関及び自動車関係団体等の協力を得て、6月1日から30日までの1ヶ月間を強化月間として「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン」を実施しました。

1. 街頭検査等の実施結果

関東運輸局管内の各運輸支局では、深夜の街頭検査1回を含む15回の街頭検査・指導を実施しました。

この街頭検査で、2,200台の車両について検査を行い、218台の不良車等が確認されました。このうち不正改造車65台、整備不良車13台の車両に対し、必要な整備を命令する「整備命令書」を交付しました。

2. 迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）へ寄せられた主な情報

(1) 関東運輸局及び管内運輸支局の「不正改造車110番」窓口へ寄せられた主な情報は、不正改造車に関する情報101件、不正改造を行っている事業者等に関する情報10件と情報総件数は111件でした。

(2) 不正改造車に関する情報101件のうち必要な調査等を実施のうえ52件に対して、不適合箇所を保安基準に適合させるよう、はがきにより通知しました。

また、不正改造を行っている事業者に関する情報10件について、運輸支局で立入検査等を実施し、違反事業者等に対して事業の停止等、行政処分を実施する予定です。

3. 自動車部品・用品販売事業者等に対する査察実施結果

管内運輸支局では、自動車部品・用品制作・販売65事業者、他自動車関係99事業者に対して査察を実施し、整備命令制度の強化及び不正改造行為の禁止等について周知し、指導を行いました。

4. 不正改造車排除についての講演実施結果

関東運輸局管内の自動車整備士専門学校等6校、804名に対し、不正改造車排除について講演を実施しました。

5. ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーンの実施結果

街頭検査時に190台の車両について測定を行い、4台の基準値を超えている車両に対し、必要な整備を命令する「整備命令書」を交付しました

問い合わせ先 関東運輸局

[不正改造車を排除する運動] 自動車技術安全部 整備課
045-211-7254 半田、山川
[ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン] 自動車技術安全部 安全・環境課
045-211-7256 鈴木、御代田

配布先

・横浜海事記者クラブ
・神奈川県政記者クラブ
・関東運輸局記者会
(ハイク等専門紙)
・物流専門紙

1. 本運動の重点実施事項

関東運輸局及び各運輸支局では、次のような項目を重点実施事項として取り組みました。

- (1) 自動車関係団体等に対して、本運動の実施についての推進・指導を実施
- (2) 不正に改造された自動車やディーゼル黒煙(燃料噴射ポンプの封印取外し等による黒煙濃度の悪化車両)及び騒音等の環境悪化を招く自動車を重点とした街頭検査・指導を実施
- (3) 関東運輸局及び各運輸支局に「不正改造車110番」及び「黒煙110番」の窓口を設け、不正改造車等に関する情報の収集、著しく黒い黒煙を出している自動車に関する情報及び一般ユーザー等からの相談に応じるとともに、これらの情報を活用し関係者等に対する監査や指導等を実施
- (4) 自動車使用者等に対し、ポスター及びチラシの配布等により不正改造の防止と不正改造事例並びに点検整備の必要性についての周知
- (5) 自動車部品・用品販売事業者に対して重点的に査察を行い、引き続き、道路運送車両法の改正による整備命令制度の強化及び不正改造行為の禁止について周知し、適切な指導を実施
- (6) 自動車整備士専門学校等の生徒に不正改造車排除の講演を実施
また、一般ユーザー向けに車でチラシ等の配布

2. 実施結果の概要

- (1) 街頭検査における主な整備不良車両の傾向
(検査実施車両数：2,200台中218台)
 - ・着色フィルムの貼付 32台
 - ・タイヤの突出 10台
 - ・最低地上高不足 10台
 - ・クリアレンズ等の違法灯火取付け 38台
 - ・マフラー改造等による近接排気騒音基準値超過 5台
 - ・ディーゼル黒煙基準値超過 4台複数計上あり
- (2) 「不正改造車110番」へ寄せられた主な情報 (情報総件数111件)
 - 不正改造車に関する情報 (101件)
 - ・着色フィルム 39件
 - ・マフラーの騒音 7件
 - ・回転部分の突出 6件
 - ・違法灯火の取付け 3件
 - ・その他 46件
 - 事業者に関する情報 (10件)
 - ・不正改造、不正車検を行っている等
- (3) ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーンの街頭検査時の測定結果
 - ・測定車両数190台
 - ・整備命令交付台数4台

3. 査察実施結果 (164回)

- ・自動車部品・用品販売事業者 65回
- ・自動車運送事業者 26回
- ・車体架装事業者 5回
- ・板金・塗装事業者 7回
- ・その他(イタカ、新車販売等) 61回